

## 第 10 節 交通施設災害予防計画

第 1 項	道路整備計画
第 2 項	法面崩壊対策
第 3 項	道路施設等の点検・整備計画
第 4 項	鉄道施設

### 《 基本方針 》

道路は、市内・外における人・物及び情報等の円滑な流れを担うとともに、都市の骨組みを形成する。また、その空間は都市災害に対する保護機能や美観を創出する空間としても重要なものである。道路の持つこれら多くの機能を再確認し、これを都市の中で最大限に活かすことのできるような道路整備を進めていくものとする。

道路、鉄道等の管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等に努める。

### 第 1 項 道路整備計画

#### 《 現況/課題 》 【 資料編\*1 参照 】

本市は、西日本高速道路株式会社の管轄である九州自動車道をはじめ、国土交通省管轄の国道 1 路線（国道 3 号）、福岡県管轄の国道 1 路線（国道 200 号）、主要地方道 8 路線、一般県道 10 路線、有料道路 1 路線を有している。本市の交通網は福岡市方面へ延びる南北方向の国県道と飯塚方面へ延びる東西方向の国道に大きく分けられ、なかでも、主要地方道 112 号（福岡日田線）は 5.5km であり、市内の主要道となっている。

また、九州自動車道や国道等に代表される南北交通の大動脈を抱え、交通結節点としての性格を持つ反面これらが市域内外の生活圏を分断し、現状では通過都市的性格をもたらしており、近年の幹線道路網整備によって依然その傾向は強まる方向にある。

#### 《 計画目標 》

##### 1. 道路整備対策

道路管理者は、災害が予想される箇所から優先的に施設の整備を行う。

- (1) 土砂崩壊、落石等の危険箇所については、現況調査を行い法面防護工等の設置を関係機関も含めて検討する。
- (2) 災害時の避難、災害応急対策等の障害となるような幅員の狭い橋や老朽橋については、架け替えや拡幅等を検討する。
- (3) 市内通過交通量の分散・緩和及び観光客の多い時期における交通緩和のため、国・県道路の

\*1 ● 資料 1.4.16 「道路危険箇所現況」

早期完成を関係機関に要望し、災害時における交通途絶に応じた迂回路や緊急交通路の指定等の事前対策も十分検討する。

- (4) 都市計画道路の整備促進については、未着手箇所の検証も含めて、全体的な路線の見直しを図り、適正な整備を図る。
- (5) 生活道路については、1級市道・2級市道の機能に応じた道路整備を図る。
- (6) 狭あいな生活道路については、建築時におけるセットバック指導に併せて道路拡幅を図る。
- (7) 道路の新設、改良にあたっては、避難路・延焼遮断帯を考慮し、歩道整備、街路樹のスペースを確保していく。
- (8) 地域住民の理解と協力を得て、道路側溝の清掃、草刈等は街の美観、安全快適な環境保持のためにも住民の自主活動を促し、環境美化意識の啓発等協力を依頼する。
- (9) 橋梁の老朽化・耐震性に対してニーズに応じ、補強・撤去・架替え等の事業の検討推進を図り、住民の安全と交通緩和を図る。

## 2. 緊急交通路整備計画

あらかじめ風水害及び大規模災害発生時における緊急通行車両の通行を確保すべき道路（以下「緊急交通路」という。）を選定し、選定緊急交通路を重点に道路及び施設等の耐震性、安全性を強化し、大規模災害の防止及び軽減並びに災害発生時における迅速、的確な災害応急対策に資する。

優先的道路整備を推進し、広域的輸送体制等を考慮し、県の緊急交通路の指定と併せて相互の連絡体制を確保できるようにする。

本市に係わる福岡県で選定される緊急交通路は以下の通りであり、これらの道路整備に協力していく。また、今後市独自の緊急交通路の指定もあわせて検討する。

**《筑紫野市の該当する緊急交通路一覧表》**

地域	種別	道路名	距離 (km)	選定理由	予備路線
福岡地域	陸上輸送	九州自動車道	133.6	本州、九州中、南部方面等からの緊急輸送	国道3号
		国道3号	161.9	本州、九州中、南部方面等からの緊急輸送	九州自動車道
筑豊地域	陸上輸送	国道200号	82.4	本州、九州中、南部方面等からの緊急輸送	国道3号

平成22年度 福岡県地域防災計画書

## 第2項 法面崩壊対策

《 現況/課題 》 【 資料編\*2 参照 】

本市には落石崩壊危険箇所が96箇所あり、国道200号線、主要地方道 筑紫野太宰府線、一般県道 基山停車場平等寺筑紫野線、平等寺那珂川線に集中しており、これらは評価危険度の高い要対策となっている。

《 計画目標 》

### 1. 法面崩壊等防止対策

#### (1) 関係機関への要請

県道等における現況の危険箇所に対する対策工事の早期完成を県に要請するとともに、実施が円滑に進むよう地元調整等について協力する。

#### (2) 市道や林道等についての危険箇所調査の実施計画を立案し、適宜実行に移していく。

#### (3) 危険箇所の対策

市道の危険箇所については、防災点検調査結果に基づき、法面保護工等の災害防止対策について危険度に応じ検討推進する。

#### (4) 危険箇所の監視

パトロールを適宜実施し、危険箇所の状況を監視するとともに、法面中の浮石等落石のおそれがあるものの除去等を行う。

## 第3項 道路施設等の点検・整備計画

《 現況/課題 》

現在、道路管理者はパトロール等を適宜実施して、道路機能が安全かつ有効に発揮されるよう道路建設の維持補修に努めている。

《 計画目標 》

### 1. 道路施設等の点検・整備計画

#### (1) 道路、橋梁等の被害を防止し、また、被害の誘因となるものを排除するため、パトロールを適宜実施し道路の維持補修に努める。

#### (2) 台風、大雨等の異常気象時における橋梁の機能確保のため所管橋梁について、事前調査を実施し、出水時において余裕高のない箇所の整備を推進する。

#### (3) 幅員の狭い道路や橋梁等について、拡幅や架け替え等の改良を検討する。

#### (4) 橋梁等、道路施設の耐震性強化を検討する。

#### (5) 老朽及び震災点検調査を実施して、補修、架替え等の改良が必要な箇所は整備を検討する。

#### (6) 台風、大雨等の異常気象時における道路機能の確保のため、所管道路について、次の改修、改良工事等に努める。

1) 路面排水の継続的な排水整備を図るとともに、既設暗渠の改修を行う。

2) 地盤の軟弱箇所及び湧水の伴う箇所について、路盤の改良を実施する。

3) 側溝等の機能が有効に発揮されるよう、土砂、塵芥等の滞留や破損状況について点検し、災害防止のための適切な処置を講じる。

\*2 ● 資料 1.4.14 「落石崩壊箇所」

## 第4項 鉄道施設

### 1. 九州旅客鉄道株式会社（二日市駅）

#### 《 現況/課題 》

本市には、JR鹿児島本線、JR筑豊本線の重要な鉄道が走っている。JR鹿児島本線の主な駅は、二日市駅、天拝山駅、原田駅等であり、二日市駅には特急電車も停車する。また、原田駅からは、JR筑豊本線が直方方面へと接続されている。

#### 《 計画目標 》

##### (1) 施設、設備の耐震性確保

構造物の設計は、建造物設計標準（JR九州）により、耐震性を確保する。

##### (2) 防災訓練

事故、災害発生時に、適切な措置がとれるよう、防災訓練を適宜実施する。

- 1) 非常呼出訓練
- 2) 避難誘導訓練
- 3) 救出、救助、救護訓練
- 4) 脱線復旧訓練
- 5) トンネル防災訓練

##### (3) 防災関係資材の点検整備

復旧機材等を常に整備し、完全な状態にしておく。

##### (4) 避難誘導體制等の周知

- 1) 事故、災害発生時、駅においてはコンコース、改札口等旅客の見やすい箇所に旅客誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を図る。
- 2) 列車においては、乗客に速やかに不通の状況、その列車の運行状況、接続関係等について詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導に努める。

### 2. 西日本鉄道株式会社

#### 《 現況/課題 》

##### (1) 施設の現況

西鉄天神大牟田線には、二日市駅、紫駅、朝倉街道駅、桜台駅、筑紫駅等の主要停車駅があり、二日市駅には特急電車が、朝倉街道駅、筑紫駅には急行列車がそれぞれ停車する。また二日市駅からは西鉄太宰府線が接続されている。

#### 《 計画目標 》

##### (1) 施設、設備の耐震性確保

構造物の設計は、土木学会の基準等により、耐震性を確保する。

##### (2) 防災訓練

異常事態発生時に適切な処置がとれるよう以下の内容の訓練を実施する。

- 1) 避難誘導訓練（異常時の乗客、旅客の安全確実な誘導）  
列車火災を想定した避難訓練
- 2) 情報伝達訓練（異常時における適切な情報提供と案内誘導）  
異常時の案内放送訓練
- 3) 消火訓練（火災時の消火作業）  
自動車と列車との衝突事故を想定した訓練

- 4) 復旧訓練（運行支障時の早期復旧）  
列車脱線を想定しての訓練
- 5) 連絡通報、非常呼集訓練（迅速な通報連絡と確実な情報の伝達）  
総合防災訓練、関係各機関への迅速確実な連絡
- (3) 防災関係資材の点検整備
  - 1) 救援車、モーターカー、トラック、ジャッキ、発電機、レール、電線等を平素から点検整備しておく。
  - 2) 重機械類については、関係の民間企業等から緊急に協力が得られるよう要請しておく。
- (4) 避難誘導體制等の周知
  - 1) 異常事態発生時に旅客の避難誘導が行えるよう上記の防災訓練を行うとともに、運転取扱心得、作業基準、緊急時の救急体制要綱等を策定して、業務研修において周知徹底を図る。
  - 2) 旅客、乗客に対して非常出口の明示や非常扉開閉コック、非常通報装置等を設置し、異常事態発生時には、鉄道係員の落ち着いた指示、誘導、案内が出来るよう教育訓練を実施する。